

貸金庫規定改定のお知らせ

2025年5月30日、金融機関による貸金庫業務適正化を図るため、金融庁の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が改正されました。

改正された監督指針には、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、マネー・ローンダリングのリスクが高い物品として「現金」が明示され、貸金庫に保管することが望ましくない旨が示されました。

これを受け、東和銀行では以下のとおり貸金庫規定を改定いたします。

改定後の規定は、従前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

1. 対象規定

- 貸金庫規定
- 全自動貸金庫規定

2. 規定改定日

2026年4月1日（水曜日）

3. 主な改定内容

- ① 2026年4月1日（水曜日）以降、日本円、外国通貨とも貸金庫内で現金を保管いただくことができません。

現在、貸金庫内に現金を保管されているお客さまは、次回ご来店時に現金のお取り出しをお願いいたします。

なお、記念硬貨は今回の改定に含まれません。

〈格納いただけない現金〉

- ・日本銀行ＨＰ「現在発行されている銀行券・貨幣」に記載されている銀行券・貨幣
- ・上記銀行券と同一の肖像が使用されている銀行券

（格納いただけない銀行券一覧（2025年12月時点））

◆格納不可銀行券◆ ○令和6（2024）年 発行（一万円券：渋沢栄一、五千円券：津田梅子、千円券：北里柴三郎）		
○平成16（2004）年 発行（一万円券：福沢諭吉、五千円券：樋口一葉、千円券：野口英世）		
○平成12（2000）年発行（二千円券：守礼門）		○昭和59（1984）年発行（一万円券：福沢諭吉）

出典：日本銀行ＨＰ（https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/index.htm）

- ② 貸金庫の利用目的を書面等で申告いただきます。

本書面は、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から行うものです。2026年1月上旬以降、順次お届けいただいている住所宛に郵送いたしますので、申告書及び同封書類の内容をご確認いただき、確認結果欄にチェックのうえ、返信用封筒に封緘し投函くださいますようお願い申し上げます。

- ③ 保証人を原則付保とさせていただきます。

貸金庫契約の適正化を図るため、貸金庫ご契約者様は原則保証人を付けてのご利用をお願いいたします。なお、お手続きは各ご契約支店の窓口にてお願い申し上げます。

また、お手続きの際は保証人の方のご本人様確認書類並びに印鑑証明書をご持参の上、ご契約者様と一緒にご来店くださいますようお願い申し上げます。

4. 改定後の規定

- ▶2026年4月1日改定 貸金庫規定
- ▶2026年4月1日改定 全自動貸金庫規定

5. お問い合わせ先

お問い合わせは、各お取引支店までお願いいたします。